

2020年8月臨時会(8月7日)松谷清議員 臨時会 質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、ただいま上程されております議案第149号に、市長意見に反対をし、条例制定に賛成の立場で、緑の党としての討論を行います。

4日の総務委員会においては、この条例制定議案は賛成少数で否決をされております。本日、この討論の後に採決が行われるわけでありまして、マスコミ各社の分析では否決される可能性が極めて高い状態にあると報道されております。

とはいえ、5万2,300人という多くの方々求めた住民発議のこの採決の本会議で、賛成討論だけで反対討論がないというのは、議会として正しい選択なのでしょうか。極めて不誠実な対応ではないでしょうか。大変残念な状態であることをまず表明したいと思います。

さて、市長意見に反対し、条例に賛成する理由を述べたいと考えます。

賛成理由の第1は、住民投票発議の条件である有権者数の50分の1を超える、5倍にもなろうとする、住民投票の会をはじめ住民の皆さんの署名による条例制定発議であるからであります。

議案質疑で紹介しましたように、アメリカのオレゴン州の規定でいけば、直近の首長選挙の投票総数の6%から8%の署名があれば住民投票が実施される制度、これに鑑みるならば、今回の署名数は市長選挙の投票率48.76%、投票総数28万5,142人の18.3%に当たり、住民投票は実施されるべきであります。

賛成理由の第2は、議会の総意として、住民の清水庁舎移転新築事業をめぐる意見が住民との間にずれが存在しており、住民投票によってそのずれを解消する必要があるからであります。

2017年2月から2019年9月議会の議決までの間に、市長意見でも総務委員会答弁でも、アンケートやワークショップ、パブコメなどいろいろな手法で市民意見の集約を図ってきているので理解は得られている、これが繰り返されました。

一方で、反対の住民グループとは真摯な対話は一度も行われず、マスコミ各紙の世論調査でも反対が賛成を上回っており、移転が市民の過半数の賛成を得ているかどうかについては明確になっておりません。

ところが、この乖離を埋めるものとして、二代表制における議決機関としての議会が2019年9月議会で事業を承認したことが過半数の賛成が得られている根拠と強弁をしているわけであります。

しかし、2017年の市議会議員選挙において清水庁舎の移転新築事業は争点となっておらず、議会を構成する議員各自がこの問題を有権者に問うていない経過がある以上、住民投票は当然実施されるべきであります。

賛成理由の第3は、スキームの転換やコロナ禍の事業凍結という移転新築事業の根幹に関わる新たな事態が発生し、市長は9月をめどに方向性を示すとしていますが、PFI手法の危うさやコロナ禍第2波の真ただ中に簡単に方向性は打ち出せず、だからこそ今、住民の意思を住民投票で確かめる必要があるからであります。

第1次入札に民間が応じなかったのは、民間ビルによるぎわい創出というPFI事業の附帯事業の困難さであります。そして、その後のコロナ対策において経済を強制的に止めざるを得なかった、そのことによる、リーマンショックを超える経済不況が生まれております。PFI事業への消極的傾向はさらに強まり、そうしたことを踏まえて、コロナ対策を優先し、事業を凍結という判断に至った経過があるわけであります。

コロナ感染は第2波の真ただ中で、GoToキャンペーンどころではない、PCR検査を拡大してほしいという市民の声は広がっており、税収の減少が見込まれる中、公共事業、箱物事業そのものが実施困難な財政状況であるにもかかわらず、コロナ禍以前の財政フレームにしがみついているのが市長の立場であるわけであります。

総務委員会では、昨今の諸事情の中で、9月の民間切り離しに対する、また凍結した事業のリスタート、この方向性を提示されるまでの間、議案の継続審議という選択も提案されました。その選択についても徹底した議論をしてほしかったわけであります。

賛成理由の第4は、請求代表者の一人である長倉正昭さんが、なぜ住民投票が必要なのかについて、この条例を審査する議員の皆さんも、2017年の市議会議員選挙の投票率41.16%を紹介しながら、政治不信の現況の打開のためにも住民投票の実施が必要である、この主張に賛同するからであります。

市長意見において、第15条投票結果の尊重をめぐり、成立要件としての投票率を決めないと、投票率が下がった場合にどの意見が市民の多数意見か分からないと指摘をしております。この市長意見の論理展開を突き詰めていくと、市議会議員選挙の投票率41.16%、つまり過半数を割っている投票率によって選出された間接民主制としての議会の決定が多数の意見と言えるのかという本質問題につながってまいります。

そもそも、市長選挙の投票率も48.76%、田辺市長の得票数は13万8,454票、有権者58万4,837人の23.67%にすぎないのに静岡市を代表しているとして、住民投票条例の第15条にこだわった論を展開しているわけであります。

逆に、本会議質疑において、5万2,300人の署名は清水のまちづくりについて高い関心が寄せられたと受け止めていますと平然と言っていたわけであります。5万2,300人の署名は、市長の得票数の37%の署名数であります。

私たちの静岡市の民主主義は、得票率において形骸しつつあるということにどれだけの危機感を私たちは持てているのでしょうか。市長意見を突き詰めていけば、市長選挙でも市議会議員選挙でも最低投票率を定める条例を制定しなければならないということにもつながるわけであります。長倉氏は、だからこそ民主主義制度を進化させる、投票率を上げていくためにも、関心を持つ住民が5万2,300人もいらっしやる、民主主義の危機を打開するために住民投票の実施が必要であることを強く主張されました。

昨年の浜松市議会議員選挙、住民投票と一緒に行われた浜松市議会議員選挙の投票率は56.25%でした。9月をめどに一定の方向性を示すことは困難でしょうから、来年3月の静岡市議会議員選挙と一緒に住民投票を実施してもいいわけであります。住民投票実施の2億5,000万円問題も解決いたします。私は、この発言に感銘を受けました。請求代表者の皆さんの言葉は、民主主義の声でもあるわけでもあります。

最後に、市長は間接民主制を補完すべき事項とまでは言えないとして、住民投票条例制定に反対をしております。住民投票制度は、間接民主制の補完というレベルを超えて、密接に組み合わせることで民主主義制度の進化をもたらします。静岡市の民主主義を、市民自治を発展させていくために、一人一人の議員の皆さんが賛成の立場を表明して下さることを切にお願いしまして、賛成討論を終わります。(拍手)おります。